

株式会社宮地鐵工所に対する課徴金の納付を命ずる審決について
(日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の入札談合)

平成20年10月16日
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人株式会社宮地鐵工所(以下「被審人」という。)に対し、平成18年5月29日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成20年10月14日、被審人に対し、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条の2第1項の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる審決を行った(本件平成18年(判)第1号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照。)

1 被審人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社宮地鐵工所	東京都中央区日本橋大伝馬町7番5号	縣 保佑

2 本件の経緯

平成17年	9月29日	勧告(平成17年(勧)第13号)
平成18年	3月24日	課徴金納付命令
	5月29日	審判開始決定
	7月10日	第1回審判
平成19年	11月28日	第9回審判(審判手続終結)
平成20年	9月5日	審決案送達
	9月19日	審決案に対する異議の申立て
	10月14日	課徴金の納付を命ずる審決

3 主文

被審人は、課徴金として金6億367万円を平成20年12月15日までに国庫に納付しなければならない。

4 審決の概要

(1) 課徴金に係る違反行為の概要

被審人は、他の事業者と共同して、日本道路公団が支社、建設局及び管理局において一般競争入札、公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法(総合評価落札方式によるものを含む。)により鋼橋上部工工事として発注する工事(鋼橋上部工工事以外の工種と一体として発注する工事を含む。以下「日本道路公

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

団発注の鋼橋上部工工事」という。)について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の取引分野における競争を実質的に制限していた(以下、この行為を「本件違反行為」という。)

(2) 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人の実行期間は、平成14年5月30日から同17年3月31日までであり、この期間における日本道路公団発注の鋼橋上部工工事に係る被審人の売上額は、7件の契約により定められた対価の額を合計した100億6127万9056円である。課徴金の額は、この売上額に100分の6を乗じて得た額から1万円未満の端数を除いた6億367万円である。

(3) 本件の争点

ア 審決案別紙記載の番号5の物件(以下「須津川橋工事」という。)及び審決案別紙記載の番号6の物件(以下「西黒田工事」という。)に係る施行令^(注)第6条に規定する「契約により定められた対価の額」(争点1)

(注)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第318号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令のことをいう。以下同じ。

イ 審決案別紙記載の番号1の物件(以下「大高跨線橋工事」という。)について、日本道路公団中部支社と被審人及び東日本鉄工株式会社(以下「東日本鉄工」という。)を構成員とする共同企業体(以下「大高跨線橋JV」という。)との間で工事請負契約が締結された後、東日本鉄工が破産宣告を原因として大高跨線橋JVから脱退した場合に係る施行令第6条に規定する「契約により定められた対価の額」(争点2)

(4) 争点に対する判断の概要

ア 争点1(須津川橋工事及び西黒田工事に係る「契約により定められた対価の額」)について

入札手続を経た上で公法人との間で適式の契約書が作成された以上、その契約書の記載に対応する合意がなかったとか、真意を欠いていたとは通常考え難いところ、須津川橋工事及び西黒田工事に係る契約とも、契約書作成時点においては、特記仕様書に基づく積算による入札の結果、契約書が作成され、その後も被審人は、契約書記載の金額に基づいて保証契約を締結し、前払金の支払を受けあるいは年度出来高予定額修正承諾願を提出する等の行動を採り続けている

これらの事情を総合すれば、両工事に係る契約書の内容のとおり、須津川橋工事については33億225万円、西黒田工事については27億5100万円を請負代金額とする旨の合意がされたものと認められる。

被審人は、両工事に係る契約書作成前に、日本道路公団の担当者との間で、契約書の記載に対応する工事を縮減し、縮減された工事の詳細設計を後で行い、これに従った工事を施工することが確定的であり、その旨合意されていたと主張し、実際に縮減された内容の工事が行われている事実や証拠を挙げるが、工事内容及び請負代金額を含め、両契約書及びその前提となった特記仕様書記載のとおり、両契約は有効に成立したものであり、詳細設計に基づく工事内容及び請負代金額の変更の点は、いったん有効に成立した契約にお

いて、将来変更があり得ることについての合意にすぎないものというべきである。

施行令第6条は、「実行期間内において締結した・・・契約により定められた対価の額」をもって独占禁止法第7条の2の売上額を算定するものと規定しているところ、上記のとおり、本件違反行為に係る実行期間において両工事に係る契約書記載のとおりいったん有効に契約が成立したと認められる以上、そこに定められた請負代金額をもって上記売上額を算定すべきであり、その後の変更契約による請負代金額の増減については、実行期間において契約変更がされた場合にはその変更後の請負代金額をもって上記売上額を算定すべきであるが、実行期間経過後の変更契約についてはこれを考慮することができないものと解すべきである。

よって、須津川橋工事については、須津川橋工事に係る契約書記載の請負代金額のうち被審人の出資比率(60パーセント)に対応する19億8135万円が、西黒田工事については、西黒田工事に係る契約書記載の請負代金額27億5100万円が、それぞれ、施行令第6条における「実行期間において締結された契約により定められた対価の額」に該当することとなる。

イ 争点2(大高跨線橋工事に係る「契約により定められた対価の額」)について

証拠によれば、被審人と東日本鉄工は、大高跨線橋契約に係る契約書及びこの契約書に添付された協定書に従い、大高跨線橋工事を共同連帯して請け負うことを発注者である日本道路公団中部支社と合意しており、その協定書には、各構成員は、大高跨線橋工事の請負契約の履行及び下請契約その他の大高跨線橋工事の実施に伴い大高跨線橋JVが負担する債務の履行に関し、共同連帯してその責任を負うこと並びに工事途中において脱退した構成員がある場合及び構成員のうちいずれかが工事途中において破産した場合には、残存構成員が当該工事を完成させるものとし、この場合には、脱退者の出資比率は当然に残存構成員に移転することが定められている。

このように、被審人は、大高跨線橋工事に係る契約によって、そもそも、大高跨線橋工事の全体について施工する債務を負担しているのであり、実行期間中に、東日本鉄工が破産を原因として大高跨線橋JVから脱退し、被審人が単独で残工事を完成することとなったのであるから、同契約における対価の額は、被審人が実施した請負業務に対して支払われるべき代金額と解すべきである。

以上より、大高跨線橋工事について、施行令第6条に定められた対価の額は、契約書記載の請負代金額16億4325万円のうち、被審人から、大高跨線橋JVの構成員であった東日本鉄工に支払われるべき3億9843万1072円を差し引いた12億4481万8928円となる。